

厚生省告示第53号（平成12年2月29日）

厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域を定める件

厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年3月厚生省告示第99号）第六号の規定に基づき、厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支

給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域

都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
北海道	歌志内市	
	福島町	字松浦、字吉野、字館崎、字吉岡、字美山、字豊浜及び字宮歌
	椴法華村	
	砂原町	
	大成町	字太田、字富磯、字上浦、字都、字本陣、字久遠及び字花歌
	瀬棚町	
	北檜山町	字西丹羽、字丹羽、字東丹羽、字小倉山、字松岡、字徳島、字愛知、字兜野、字豊岡及び北檜山
	蘭越町	字川上、字立川、昆布町、字黄金、字湯里、字日出、蘭越町、字豊国、字旭台、字水上、字大谷、字淀川、字栄、字富岡、字新見、字吉国、字上里、字三和、名駒町、字鮎川、字清水、字共栄、字御成、字初田、字三笠、字相生、目名町、字貝川、字田下、字讚岐及び上目名
	ニセコ町	
	真狩村	
	留寿都村	
	共和町	南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、発足及び幌似
	積丹町	大字美國町、大字婦美町及び大字幌武意町
	奈井江町	
	浦臼町	
	雨竜町	
	北竜町	
	風連町	
	女満別町	
	佐呂間町	
	上湧別町	
	洞爺村	
	壯瞥町	
	早来町	
	追分町	

■厚生大臣が定める地域関係告示

	厚真町	
	鶴川町	
	士幌町	
	鹿追町	
	中札内村	
	更別村	
	忠類村	
	本別町	
	厚岸町	太田, 太田南, 大字大田村（字片無去及び字南片無去の地域に限る。）, 大字苦田村, 字白浜町（十四番地及び七十七番地の地域に限る。）, 字宮園町（百四十九番地から百八十番地まで及び百八十六番地から百九十四番地までの地域に限る。）及び大字別寒辺牛村
	浜中町	
	標茶町	字チャンベツ原野, 字上チャンベツ原野, 字中チャンベツ原野, 字雷別, 字下チャンベツ, 字中チャンベツ, 字チャンベツ及び字片無去
	弟子屈町	
岩手県	盛岡市	上米内（字白石, 字小浜及び字畠十一番地から三十六番地までの地域に限る。）, 新庄（字上八木田, 字下八木田, 字錢掛及び字小貝沢の地域に限る。）, 浅岸（字元信の地域に限る。）, 黒川（一地割から三地割までの地域に限る。）, 手代森（一地割及び十八地割の地域に限る。）, 大ヶ生（一地割, 二地割, 八地割, 九地割, 十三地割から十七地割まで, 二十三地割, 二十七地割, 二十八地割, 三十地割及び三十一地割の地域に限る。）及び乙部（一地割の地域に限る。）
	玉山村	大字馬場（字前田, 字高木, 字赤坂, 字太子堂, 字葛巻及び字川久保の地域に限る。）
宮城県	丸森町	耕野及び大張
	宮崎町	小泉, 木舟, 谷地森, 鳥嶋, 鳥屋ヶ崎, 孫沢, 米泉, 君ヶ袋及び沼ヶ袋
	栗駒町	耕英及び大峰
	女川町	御前浜, 大石原浜, 野々浜, 塚浜（塚浜, 小屋取及び竹ノ尻の地域に限る。）, 飯子浜, 桐ヶ崎, 横浦, 指ヶ浜, 高白浜, 尾浦, 尾浦町及び竹浦
秋田県	鹿角市	尾去沢
	鳥海町	伏見, 栗沢, 上川内, 下川内及び小川
山形県	尾花沢市	大字丹生, 大字正巣, 大字行沢, 大字中島, 大字押切, 大字高橋, 大字富山, 大字市野々, 大字岩谷沢, 大字荻袋, 大字寺内, 大字南沢, 大字野黒沢, 大字芦沢, 大字名木沢及び大字毒沢
	大江町	大字本郷甲, 大字本郷乙, 大字本郷丙, 大字本郷丁, 大字本郷戊, 大字本郷己, 大字荻野, 大字堂屋敷, 大字塩の平, 大字所部, 大字顔好甲, 大字顔好乙, 大字材木, 大字橋上, 大字小鉢, 大字十八才甲, 大字十八才乙, 大字樺山, 大字月布, 大字大鉢及び大字原田
	舟形町	大字長沢, 大字舟形, 大字長者原及び大字富田
	鮭川村	大字川口, 大字向居, 大字佐渡, 大字中渡, 大字石名坂及び大字京塚
	戸沢村	大字岩清水, 大字津谷, 大字名高, 大字神田及び大字松坂
福島県	郡山市	湖南町（浜路, 横沢, 館, 船津及び中野の地域に限る。）
栃木県	栗野町	大字久野, 大字深程及び大字北半田
新潟県	糸魚川市	大字御前山及び大字市野々
	津川町	大字雲和田, 大字上ノ山及び大字津川（字奥田前, 字荒田, 字奥田, 字奥田後,

		字土沢，字入大舟，字大舟，字杉ノ上，字沢入，字一ノ沢，字苔沢，字小堰，字古四王下，字姥坂上，字新田尻，字上ノ山，字隠里，字茶畑，字西山道東，字木ノ目坂東，字木ノ目坂，字西山道西，字稻荷宮，字上空野，字上空野中丸，字下空野中丸，字下空野，字大浦，字向大浦，字泥浮清水，字木ノ目坂西，字本坊坂，字本坊坂下，字西村境，字造り坂，字西ノ沢，字滑沢（七百八十九番地，七百八十九番地の子及び七百九十番地の三の地域に限る。），字野田中島（八百七番地の一，八百八番地の一，八百九番地，八百十番地の一，八百十番地の四，八百十一番地，八百十二番地，三千八百六十五番地の二及び三千八百六十五番地の四の地域に限る。）及び字野田（八百十三番地から八百三十九番地の四まで，八百七十二番地の八及び八百七十四番地から八百七十七番地の四までの地域に限る。）の地域に限る。）
	鹿瀬町	大字向鹿瀬及び大字鹿瀬
	上川村	大字豊川甲，大字豊川乙，大字豊川丙，大字日野川甲，大字日野川乙，大字日野川丙，大字広谷甲，大字広谷乙，大字広谷丙，大字神谷甲，大字神谷乙及び大字神谷丙
	津南町	大字秋成，大字穴藤，大字結束，大字赤沢，大字上郷大井平，大字上郷子種新田，大字上郷宮野原，大字上郷寺石，大字上郷上田，大字芦ヶ崎，大字赤沢，大字谷内，大字中深見，大字外丸及び大字三箇
	安塚町	
	松代町	大字勘平，大字儀明，大字小池，大字田野倉，大字名平，大字室野，大字蒲生，大字木和田原，大字仙納，大字峠及び大字福島
	松之山町	
	朝日村	大字寺尾，大字宮ノ下，大字下中島，大字鶴渡路，大字上野，大字川端，大字猿沢，大字桧原及び大字板屋越
石川県	小松市	嵐町及び中ノ峠町
	輪島市	町野町，里町，名船町，白米町，野田町，尊利地町，小田屋町，忍町，東印内町，西院内町，渋田町，西山町及び東山町
	珠洲市	上戸町及び三崎町
	尾口村	
	富来町	酒見，大福寺，稻敷，栢木，香能，福浦港，赤崎，小窪，鹿頭，笹波及び前浜
	門前町	門前，清水，走出，和田，高尾根，本市，栢木，深田，広瀬，日野尾，鬼屋，館，広岡，西中尾，小滝，上河内，猿橋，小石，植戸，風原，赤神，飯川谷，池田，入山，宍，上代，江崎，大釜，大切，大泊，鍛冶屋，久川，北川，切挟，木原月，黒岩，腰細，小山，是清，椎木，神明原，白禿，新町分，清沢，千代，滝町，館分，劍地，中田，西中谷，馬場，藤浜，二又，馬渡，南，山是清，渡瀬，大生，鹿磯，勝田，道下，深見，六郎木及び黒島町
	穴水町	甲，山中，鹿波，鹿上，野並，曾良，大郷，沖波，前波，宇加川，明千寺，花園，古君及び竹太
	内浦町	松波，恋路，明生，布浦，上，福光，滝之坊，田代，駒渡，宮犬，不動寺，行延，時長，泉，満泉寺，山中，国重，九里川尻，秋吉，河ヶ谷，清真，立壁，四方山，白丸，長尾及び新保
	山梨県	上九一色村
	敷島町	菅口及び福沢
長野県	更埴市	大字桑原（字篠山，字志の山，字大久保，字いちごば，字山崎，字上日向，

■厚生大臣が定める地域関係告示

	字下日向，字権次郎，字西日向，字ならを，字山ノ神，字久保田，字前田，字東前田，字向山，字大門，字糠塚，字佐野山，字沓打平，字峠，字二ノ澤，字古屋，字熊久保，字ナメ澤及び字田原山の地域に限る。)
坂北村	
麻績村	
池田町	大字広津及び大字陸郷
白馬村	
静岡県	<p>島田市 伊久身及び千葉</p> <p>天竜市 横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）</p> <p>戸田村 井田及び舟山</p> <p>土肥町 土肥（字平石の地域に限る。）及び小土肥（字石上の地域に限る。）</p> <p>岡部町 三ツ野，野田沢，青羽根及び玉取</p> <p>川根町 家山，抜里及び葛籠</p> <p>佐久間町 佐久間（六百三十九番地から千二百六十五番地までの地域に限る。）</p>
愛知県	<p>下山村 大字田代，大字田折，大字蕪木及び大字蘭村</p> <p>設楽町 大字田口，大字清崎，大字荒尾，大字和市，大字小松，大字長江，大字八橋及び大字松戸</p> <p>東栄町 大字下田及び大字川角</p> <p>鳳来町 大字乗本</p>
兵庫県	<p>夢前町 山之内（佐中，熊部，坂根及び小畠の地域に限る。）及び高長</p> <p>佐用町 佐用，平福及び江川</p> <p>上月町 力万，須安，宇根，西大畠，小日山，目高，寄延，上月，仁位及び早瀬</p> <p>南光町 多賀，中島，米田，小山，安川，土井，宝蔵寺及び下徳久（字下川，字上宿向ヒ，字下宿前及び字九郎右エ門殿の地域に限る。）</p> <p>浜坂町 赤崎，和田，三尾，諸寄，釜屋及び居組</p> <p>温泉町 切畑，多子，桐岡，丹土，中辻，塩山及び飯野</p>
和歌山県	<p>清水町 大字境川，大字二川，大字日物川及び大字東大谷</p> <p>すさみ町 江住，見老津及び里野</p>
鳥取県	八東町 大字小別府，大字新興寺，大字安井宿及び大字日下部
島根県	<p>川本町 大字川本，大字因原，大字都賀行，大字三原，大字田窪，大字南佐木及び大字北佐木</p> <p>石見町 大字矢上</p> <p>桜江町 大字市山，大字今田，大字江尾及び大字後山（後山上及び後山下の地域に限る。）</p> <p>三隅町 大字古市場，大字湊浦，大字西河内，大字岡見，大字井野，大字室谷及び大字芦谷</p>
岡山県	<p>川上町 地頭，七地，三沢，領家，吉木及び臘数</p> <p>備中町 志藤用瀬，布瀬，長屋及び布賀</p> <p>旭町 上口，小山，柄原，中併和，東併和及び西</p>
広島県	<p>加計町 大字加計</p> <p>戸河内町 一番地から二千四百番地の三まで</p> <p>千代田町 大字新郷，大字新都，大字寺原，大字石井谷，大字古保利及び大字今田</p> <p>豊平町 今吉田，阿坂及び吉木</p> <p>吉田町 大字中馬，大字上入江，大字下入江，大字小山，大字長屋及び大字桂</p> <p>甲田町 大字高田原（字女鳥，字馬通，字恩田，字暮坪，字甲角，字觀音石，字下杉，字上杉，字明光山及び字仁伍山の地域に限る。）及び大字上小原（字西ヶ迫，字小井逸，字百畦，字小山，字原田，字鹿渡，字温田，字城田原，字大反田，</p>

		字立岩，字寺迫，字堀迫，字向山，字黒平，字大谷，字大土山，字小南，字柳逸，字池の内，字蔭近，字横之本，字中迫，字吉神出，字先迫，字切谷，字前平及び字重宏山の地域に限る。)
	豊栄町	大字清武，大字鍛冶屋，大字安宿，大字別府，大字乃美，大字清武西及び大字能良
山口県	美川町	大字河山
	油谷町	大字津黄，大字後畑，大字角山，大字向津具下，大字向津具上，大字川尻及び大字藏小田
徳島県	神山町	神領
	三加茂町	毛田（千六百十三番地から二千六百七十一番地まで及び四千九十五番地から四千六百二十九番地までの地域に限る。）及び中庄（二千九百六十五番地から四千百七十二番地までの地域に限る。）
高知県	須崎市	久通
	香北町	吉野，小川，葦生野，美良布，下野尻，太郎丸，萩野，岩改，橋川野及び日ノ御子
	土佐町	田井
	大豊町	大平，大滝，川井，中内，西峯，柚木，怒田，南大王，八畝，立野，西川，粟生，篠木，八川，岩原，東土居，西土居，佐賀山，上東，中屋，黒石，庵谷，船戸，梶ヶ内，奥大田，寺内，安野々，西久保，川戸，連火，桃原，永渕，柳野，大砂子及び大久保
	吾川村	峯岩戸，本村，二子野，藤ノ野，引地，長屋，中村，寺村，田村，橘谷，宗津，鹿森，桜，葛原，久喜，川口，加枝，遅越，大崎，大板，岩戸，相能及び蕨谷
	窪川町	興津
	葉山村	新土居，三間川，樺ノ川，西谷，姫野々，久保川，貝ノ川，永野，西谷川ノ内及び貝ノ川床鍋
	佐賀県	鹿島市 大字山浦（字多々良，字龍ノ平，字七美谷，字小川内，字下黒内，字上黒内，字才又，字多布木，字一本松，字七曲，字鉢扮，字榎谷，字坂山，字開花，字東川内，字番在及び字横道の地域に限る。），大字音成（字本行，字平仁田，字瀬戸，字高野平，字西河内，字片木，字赤岩，字柳坂及び字黒仁田の地域に限る。）及び大字飯田（字名切，字七曲及び字小場田の地域に限る。）
	太良町	大字多良（字矢答，字安永，字次葉深，字流矢，字大平及び字柳谷の地域に限る。），大字糸岐（字中尾，字横ノ内，字風配，字当木，字金目及び字大野の地域に限る。）及び大字大浦（字牛尾呂及び字船倉の地域に限る。）
熊本県	清和村	大字井無田，大字大平，大字高月，大字郷野原，大字鶴ヶ田，大字佛原及び大字安方
	坂本村	大字坂本，大字荒瀬，大字葉木，大字鎌瀬，大字中津道及び大字市ノ俣
	東陽村	大字小浦（字内の原及び字箱石の地域に限る。）
大分県	佐伯市	大字長谷（字ジイ田，字スリノ下，字大長瀬，字早稻田，字ハゴノ木，字奥河内，字横畑，字屋敷付，字時石，字下ノ田，字夏鳥，字丸尾，字原，字原山，字原道ノ下，字古屋敷，字虎ヶ藪，字向道下，字荒谷口，字轟，字黒ニタ，字坂ノ下，字治郎丸，字治郎丸口，字蛇石ヶ原，字小治ヶ搭，字小治木藤，字小治郎丸，字新開，字仁藤治尾，字清水湧，字川原畑，字川向，字カバ河内，字前，字前川，字土屋原，字大治郎丸，字大塚，字竹山ノ下，字中屋敷，字渡瀬ノ上，字高ヒタリ，字洞ノ迫，字日向瀬，字尾サキ，字平石，字辺田，字棒ヶ原，字棕口ウ原，字柚木原，字宮ノ首，字柚ノ木原，字ツエ久保，字

■厚生大臣が定める地域関係告示

		ツツラ, 字マトバ, 字井ノ本, 字岡, 字岡ノ上, 字岡ノ内, 字下ツツラ, 字下ノツル, 字下川内, 字宮ノ元, 字九ノ内, 字九九ノ内, 字穴ヶ原, 字後口畑, 字向原, 字小ノ下, 字松川内, 字上ノツル, 字上ノ山, 字仁藤田, 字船川内, 字駄場ヶ原, 字大田, 字地神, 字中ノ戸, 字中大越, 字中尾, 字長場山, 字長畑, 字田ノ平, 字田平, 字藤河内, 字洞ノ川, 字道ノ上ノ下, 字麦田, 字板平, 字小石, 字桧原, 字トンカワチ, 字長瀬, 字長瀬原, 字大越, 字大原, 字佐土ヶ平, 字鍵裏, 字下ヶ迫, 字又五郎, 字黒ヶ原, 字梨子ノ木, 字城見ヶ原, 字袖ノ木, 字難谷, 字岡ノ松, 字高平, 字荒内口, 字森ノ木, 字塚畠, 字立山, 字荒内及び字鯨越下タの地域に限る。)
宇佐市	大字正覚寺及び大字熊	
野津町	大字東谷（字刈田, 字大岩ヶ迫, 字長畑ヶ, 字下出羽, 字丸畠ヶ, 字鎧ノ口, 字桑畠ヶ, 字桑ヶ谷, 字峠ノ下, 字山中, 字津川, 字西畑, 字大平, 字尾原, 字追ノ口, 字向ノ田及び字福原の地域に限る。）, 大字老松（字鼻操石, 字城ヶ平, 字下陣, 字上引田, 字上坪, 字上百田, 字原口及び字小野平の地域に限る。）及び大字東谷（字高野, 字山ノ迫, 字祓処, 字谷ノ子, 字中ゾノ, 字前田, 字石ヶ迫, 字引明, 字神割, 字後ヶ谷, 字久保田, 字清水ノ元, 字野中, 字長迫, 字柳田, 字長羽山, 字新地, 字水ヶ谷, 字板ヶ迫及び字垣河内の地域に限る。）	
緒方町	大字上冬原, 大字徳田, 大字中野, 大字大石, 大字木野, 大字冬原, 大字下徳田, 大字柚木及び大字上年野	
玖珠町	大字戸畠（字峠尾, 字西奥畠, 字西橡ノ木, 字新入山, 字峠, 字津々良, 字横道ノ下, 字大岩, 字花ノ木田, 字佛ノ塔, 字尾越, 字西応寺, 字向島, 字井原釣, 字井原, 字泉園, 字竹ノ尾, 字鏡山, 字大萌, 字矢野嶺, 字上ノ平, 字亀ノ甲, 字小屋志, 字無田草, 字龍神, 字ヤメヲ, 字底尾野, 字白金, 字一ノ村, 字白水, 字猪藪, 字西老兼, 字菅ノ迫, 字南老兼, 字北老兼, 字東老兼, 字鹿馬ノ木, 字崩野, 字向ノ山, 字桜山, 字山ノ口, 字無田山, 字札ノ本, 字高札ノ上, 字中村, 字本之村, 字野中, 字砂原, 字鰐口, 字中ノ原, 字削減岩, 字上ノ山, 字道ノ上, 字萩原山, 字野塚, 字釜焼ノ久保, 字近道ノ久保, 字市ノ迫, 字蛇ヶ原, 字北平, 字谷尻, 字森木, 字山之神, 字内ノ迫, 字丸尾, 字羽根田, 字峯, 字滝の原及び字小西の地域に限る。）, 大字戸畠（字山角, 字向田, 字岩ノ上, 字東高瀬, 字西高瀬, 字山中, 字上山中, 字山戸越, 字畠ヶ迫, 字東後尾野, 字後尾野, 字戸ノ平, 字離尾, 字瀬穴, 字山ノ口, 字酢ノ木, 字広登り, 字台, 字山ノ口台, 字狸穴, 字前田原, 字神田平, 字井川道, 字峰ノ下, 字口尾, 字藤田原, 字合ノ谷前, 字郷ノ谷, 字上朝見, 字後朝見, 字下朝見, 字向ノ山, 字水舟, 字後梅及び字前梅の地域に限る。）, 大字四日市（字大野原, 字尾杉, 字大平, 字上サノ原, 字清田川, 字苗代田, 字金山, 字大谷, 字遠見, 字東小清原, 字西小清原, 字平原, 字獄, 字戸之平, 字ヘリ山, 字垣ノ内, 字河内, 字葛根平, 字大野原, 字前田, 字木牟田, 字西ノ平, 字三ツ石, 字妙見石, 字前ノ台, 字尾坪, 字杉塚, 字浦山及び字苅松堂の地域に限る。）及び大字山浦（字立平, 字上ノ台, 字早水原, 字下ノ寺, 字柳平, 字大曲, 字中村, 字鬼池, 字田代, 字堂ノ久保, 字舞原, 字花香, 字篠原, 字龍明, 字山ノ上, 字千重, 字改立, 字中野, 字前原, 字荻原, 字日向, 字下ノ園, 字釣, 字駄原, 字秋畠, 字向原及び字大原野の地域に限る。）	
宮崎県	日南市	大字吉野方（字瀬田尾山ノ神の地域に限る。）及び大字大窪（字通水, 字札之尾, 字茶円, 字仮屋, 字寺村, 字南平及び字宿之河内の地域に限る。）
	串間市	大字奴久見（字赤石, 字崩元, 字牧ノ谷, 字石山, 字大迫, 字夫婦石, 字大丸,

		字葛ヶ迫，字山ノ神，字垂門，字斜木，字古竹，字黒土田，字小宇戸，字高田， 字松ノ本，字菅牟田，字大谷，字迎ノ原，字柳原及び字松船の地域に限る。) 及び大字大矢取（字松頭，字向原，字前畠，字牧内，字轟ヶ谷，字松ヶ谷及 び字佛柵の地域に限る。）
鹿児島県	大口市	大口笠野，羽月山神，羽月西，大口青木東，針持及び曾木

厚生省告示第54号（平成12年2月29日）

厚生大臣が定める地域第六号の規定に基づき 厚生大臣が定める地域を定める件

厚生大臣が定める地域（平成12年2月厚生省告示第24号）第六号の規定に基づき、厚生大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域

厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生大臣が定める地域（平成12年2月厚生省告示第53号）に定める地域